

nojima mobile EM 契約約款
(LTE編) (電話)

第9版

平成26年7月1日
株式会社ノジマ

目 次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更等）	1
第3条（用語の定義）	1
第2章 nojima mobile EMの種類	3
第4条（nojima mobile EMの種類）	3
第5条（サービス区域）	3
第3章 契約	3
第1節 nojima mobile EMに係る契約の種類	3
第6条（nojima mobile EMに係る契約の種類）	3
第2節 一般契約	4
第7条（契約の単位）	4
第8条（契約申込みの方法）	4
第9条（契約申込みの承諾）	4
第10条（一般契約者の契約者確認の取扱い）	4
第11条（電話番号）	5
第12条（nojima mobile EMの利用の一時中断）	5
第13条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知）	5
第14条（一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡）	5
第15条（一般契約者が行う一般契約の解除）	6
第16条（当社が行う一般契約の解除）	6
第3節 定期契約	6
第17条（定期契約の種別）	6
第18条（契約申込みの方法）	6
第19条（定期契約の満了）	7
第20条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）	7
第21条（長期契約割引の取扱い）	7
第22条（準用）	8
第4章 付加機能	8
第23条（付加機能の提供）	8
第24条（nojima mobile EMの利用の一時中断があった場合の取扱い）	8
第5章 EM chipの貸与等	8
第25条（EM chipの貸与）	8
第26条（電話番号その他の情報の登録等）	8
第27条（EM chipの情報消去及び返還）	9
第28条（EM chipの管理責任）	9
第29条（暗証番号）	9

第6章 利用中止及び利用停止	9
第30条（利用中止）	9
第31条（利用停止）	10
第7章 通信	11
第1節 通信の区分	11
第32条（通信の区分）	11
第33条（通話以外の通信の取扱い）	12
第34条（相互接続に伴う通信）	12
第2節 通信利用の制限	12
第35条（通信利用の制限）	12
第36条（通信利用の制限）	13
第8章 料金等	14
第1節 料金及び工事に関する費用	14
第37条（料金及び工事に関する費用）	14
第2節 料金等の支払義務	14
第38条（基本使用料の支払義務）	14
第39条（付加機能使用料の支払義務）	14
第40条（通話料の支払義務）	15
第41条（パケット通信料の支払義務）	15
第42条（国際アウトローミングに係る通信料の支払義務）	15
第43条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）	16
第44条（手続に関する料金の支払義務）	16
第45条（ユニバーサルサービス料の支払義務）	16
第46条（工事費の支払義務）	16
第3節 料金の計算及び支払い	16
第47条（料金の計算及び支払い）	16
第4節 預託金	16
第48条（預託金）	16
第5節 割増金及び延滞利息	17
第49条（割増金）	17
第50条（延滞利息）	17
第6節 相互接続通信の料金の取扱い	17
第51条（相互接続通信の料金の取扱い）	17
第7節 ローミング契約に係る債権の取扱い	17
第51条の2（特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等）	17
第9章 保守	18
第52条（当社の維持責任）	18
第53条（契約者の維持責任）	18
第54条（契約者の切分責任）	18
第55条（端末設備の接続）	18

第56条（自営電気通信設備の接続）	19
第57条（端末設備に異常がある場合等の検査）	19
第58条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）	19
第59条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）	19
第60条（端末設備の電波法に基づく検査）	20
第61条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）	20
第62条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）	20
第63条（修理又は復旧）	20
第64条（修理又は復旧の場合の暫定措置）	20
第10章 損害賠償	20
第65条（責任の制限）	20
第66条（免責）	21
第11章 雑則	21
第67条（緊急通報に係る情報通知）	21
第68条（承諾の限界）	22
第69条（利用に係る契約者の義務）	22
第70条（電気通信事業者への情報の通知）	23
第71条（個人情報の取扱い）	23
第72条（国際アウトローミングの利用に関する特例）	23
第73条（国際電話の利用に関する特例）	24
第74条（相互接続番号案内）	24
第75条（相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等）	24
第76条（法令に規定する事項）	24
第77条（閲覧）	25
第78条（約款の揭示）	25
第79条（合意管轄）	25
第80条（準拠法）	25
別記	26
1 契約者の氏名等の変更に係る届出及び当社から契約者に行う通知の細則（第13条関係）	26
2 付加機能の提供（第23条関係）	26
3 新聞社等の基準（第35条関係）	31
4 無線IPアクセスサービス及びmobileメールの利用における禁止行為（第36条、第69条関係）	32
5 大量のmobileメール送信が行われた場合の取扱い（第36条、第69条関係）	32
6 当社の機器の故障等により通信料等を正しく算定できなかった場合の取扱い（第40条、第41条、第42条関係）	32
7 相互接続通信における具体的な取扱い（第51条関係）	33
8 当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）	35
9 第70条（電気通信事業者への情報の通知）第2項の規定に基づき当社がnojima mobile EMの利用の	

停止又は契約の解除を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）	36
10 第70条（電気通信事業者への情報の通知）第3項の規定に基づき当社がnojima mobile EMの利用の停止を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）	36
11 当社以外の電気通信事業者が第64条（電気通信事業者への情報の通知）第4項に定める文字メッセージの送信を行った契約者の電話番号等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）	36

料金表目次

通則	37
第1表 nojima mobile EMに関する料金	40
第1 基本使用料	40
1 適用	40
2 料金額	41
第2 付加機能使用料	41
1 適用	41
2 料金額	41
第3 通話料	42
1 適用	42
2 料金額	45
第4 パケット通信料	48
1 適用	48
2 料金額	51
第5 国際アウトローミングに係る通信料	51
1 適用	51
2 料金額	52
第6 相互接続番号案内の利用に係る料金	54
1 適用	54
2 料金額	55
第7 契約解除料	55
1 適用	55
2 料金額	56
第8 手続きに関する料金	57
1 適用	57
2 料金額	61
第9 ユニバーサルサービス料	61
1 適用	61
2 料金額	62
第2表 工事費	62
附則	63

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このnojima mobile EM契約約款（LTE編）（以下「約款」といいます。）によりnojima mobile EMを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 nojima mobile EM	SC-FDMA方式及びOFDMA方式又はDS-SS-SSMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
5 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8 nojima mobile EM取扱所	次に掲げる事業所 (1) nojima mobile EMに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりnojima mobile EMに関する契約事務を行う者の事業所
9 nojima mobile EM契約	当社からnojima mobile EMの提供を受けるための契約
10 一般契約	nojima mobile EM契約であって、定期契約以外のもの
11 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
12 定期契約	nojima mobile EM契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの

13	定期契約者	当社と定期契約を締結している者
14	契約者	一般契約者及び定期契約者
15	料金月	料金を課金するために設定する期間であって、1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
16	移動無線装置	nojima mobile EM 契約に基づいて、陸上（河川、湖沼及び我が国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置（当社が無線局の免許を受けることができるもの及びnojima mobile EM の契約者回線に接続することができるものに限り、）
17	無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
18	契約者回線	nojima mobile EM 契約に基づいて、無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
18の2	PHSサービス	当社が提供するPHS網を使用して行う電気通信サービス
19	相互接続点	（1）当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 （2）nojima mobile EM に係る電気通信設備とPHSサービスに係る電気通信設備の接続に係る接続点
20	契約者回線等	（1）契約者回線及び契約者回線に電話網又はパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 （2）相互接続点
21	電話番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
22	EM chip	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がnojima mobile EM の提供のために契約者に貸与するもの
23	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
24	自営電気通信設備	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は同法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
25	相互接続通信	相互接続点との間の通信
26	一般通話	相互接続通信以外の通信であって、通話に係るもの
27	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
28	外国事業者	当社と国際ローミングに関する協定を締結している外国の事業者
28の2	特定事業者	ソフトバンクモバイル株式会社
29	加入電話サービス	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除き

	ます。)
30 IP電話サービス	電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）に規定する端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス
31 加入電話事業者	加入電話サービスを提供する協定事業者
32 IP電話事業者	IP電話サービスを提供する協定事業者
33 携帯電話事業者	携帯電話サービスを提供する協定事業者
34 削除	削除
35 国際電気通信事業者	国際電話等役務を提供する協定事業者
36 固定電気通信事業者	加入電話事業者及びIP電話事業者
37 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
38 ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された負担金の額に基づいて、当社が定める料金

第2章 nojima mobile EMの種類及びサービス区域

（nojima mobile EMの種類）

第4条 nojima mobile EMには、次の種類があります。

種類	内容
nojima mobile EM	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するEM chipを装着することにより、SC-FDMA方式及びOFDMA方式並びにDS-CDMA方式により伝送交換を行うためのものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、通話又はパケット通信を行うサービス

（サービス区域）

第5条 通信は、その移動無線装置が別表1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第3章 契約

第1節 nojima mobile EMに係る契約の種類

(nojima mobile EMに係る契約の種類)

第6条 nojima mobile EMに係る契約（以下「nojima mobile EM契約」といいます。）には、次の種類があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第2節 一般契約

(契約の単位)

第7条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をnojima mobile EM取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、一般契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな一般契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する一般契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているnojima mobile EMに準じて取り扱います。

(一般契約の申込みの承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 一般契約の申込みをした者が当社のnojima mobile EMの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書若しくはその確認のための書類に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。
 - (3) 一般契約の申込みをした者が、第31条（利用停止）第1項に基づきnojima mobile EMの利用を停止されたことがあるとき又は第15条（当社が行う一般契約の解除）に基づきnojima mobile EM契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第69条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 一般契約の申込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 第1項の承諾をしたときは、当社はその契約者から特定事業者の3G通信サービス契約約款に定めるローミングサービスに係る契約（以下「ローミング契約」といいます。）の申込みがあったものとみなします。

（一般契約者の契約者確認の取扱い）

第10条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、一般契約者に対して、契約者確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、一般契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（電話番号）

第11条 nojima mobile EMの電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、nojima mobile EMの電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、nojima mobile EMの電話番号を変更する場合には、あらかじめその旨を一般契約者に通知します。

（nojima mobile EMの利用の一時中断）

第12条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、nojima mobile EMの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなくnojima mobile EMを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知）

第13条 一般契約者は、第8条（契約申込みの方法）第1項に規定する契約申込書の記載事項中、氏名、名称、住所又は契約者通知先（以下「契約者連絡先」といいます。）に変更があったときは、その旨を速やかにnojima mobile EM取扱所に又は当社が別に定める連絡方法により届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第11条（電話番号）第3項、第16条（当社が行う一般契約の解除）第3項、第25条（EM chipの貸与）第2項、第30条（利用中止）第3項、第31条（利用停止）第2項、第54条（契約者の切分責任）第2項、第68条（承諾の限界）、第72条（国際アウトローミングの利用に関する特例）第5項及び第73条（国際電話の利用に関する特例）第2項に規定する通知については、当社が届出を受けている契約者連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項に定める契約者連絡先、当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務については、別記1に定めるところによります。

(一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡)

第14条 一般契約者について相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により事業を承継する法人若しくは分割により設立する法人（以下「相続人等」といいます。）は、当該一般契約者の地位を承継するものとします。

- 2 前項の承継があったとき、相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて、nojima mobile EM取扱所に届け出ていただきます。
- 3 相続があった場合において相続人が2人以上あるときの前項の届出については、そのうち1人を当該一般契約者の地位を承継する者として届け出ていただきます。この場合において、当社は当該一般契約者の地位を承継する者である旨を証明する書類の提出を求めることがあります。
- 4 相続人等は、承継前の一般契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利及び義務を承継します。
- 5 前各項の規定にかかわらず、当社は、第2項の届出が次に掲げる場合に該当するときは、当該一般契約を解除します。
 - (1) 一般契約に係る承継により新たにそのnojima mobile EMの契約者になろうとする者がnojima mobile EMの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 一般契約に係る承継により、新たにそのnojima mobile EMの契約者になろうとする者が、第69条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (3) 第2項又は第3項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき又は契約申込書の記載若しくは届出の内容に虚偽若しくは不実の内容があるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 6 当社は、一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめnojima mobile EM取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

- 第16条 当社は、第31条（利用停止）第1項の表の左欄に掲げる事由に該当してnojima mobile EMの利用を停止された一般契約者が、なおその事由を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、nojima mobile EMの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にその旨を通知します。
 - 4 当社は、一般契約者について、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する手続開始の申立て又はその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。
 - 5 当社は、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合であって、以後その一般契約に係るnojima mobile EMが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

第3節 定期契約

(定期契約の種別)

第17条 定期契約に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種定期契約
- (2) 第2種定期契約
- (3) 第3種定期契約

(契約申込みの方法)

第18条 定期契約の申込みをするときは、前条に定める種別のいずれかを指定して、当社所定の契約申込書をnojima mobile EM取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、定期契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般契約者又は定期契約者からその契約を解除すると同時に新たな定期契約の締結を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているnojima mobile EMに準じて取り扱います。

(定期契約の期間)

第19条 定期契約の契約期間は、nojima mobile EM契約を締結し、その契約に基づいて当社がnojima mobile EMの提供を開始した日から始まり、その日を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。

- 2 定期契約が次条の規定により更新又は変更されたものである場合の契約期間は、前項の規定にかかわらず、その更新の日又は変更の日から始まり、これらの日を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。
- 3 定期契約が契約を解除すると同時に新たに締結されたものである場合の契約期間は、前2項の規定にかかわらず、nojima mobile EM契約を締結した日から始まり、新たに締結された契約の料金種別が適用される料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日に満了するものとします。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 第1種定期契約は、第1種定期契約者からの当該契約を更新しない意思表示がない限り、その契約が満了する日（以下「契約満了日」といいます。）の翌日に更新します。その定期契約を更新するときは、第9条（一般契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- 2 第2種定期契約及び第3種定期契約は、それぞれ第2種定期契約者又は第3種定期契約者からの当該契約を変更しない意思表示がない限り、その契約満了日の翌日に第1種定期契約に変更します。
- 3 前2項の意思表示ができる期間は、当社が別に定めます。

(長期契約割引の取扱い)

第21条 第2種定期契約又は第3種定期契約を締結した者は、当社が別に定める内容及び条件に基づき、

その契約の種別に応じてそれぞれ次表に規定する額の長期契約割引を受けることができます。

種別	長期契約割引の額
第2種定期契約	28,572円(税抜)
第3種定期契約	17,143円(税抜)

(準用)

第22条 第7条(契約の単位)、第9条(一般契約の申込みの承諾)、第10条(一般契約者の契約者確認の取扱い)、第11条(電話番号)、第12条(nojima mobile EMの利用の一時中断)、第13条(一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知)、第14条(一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡)、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)及び第16条(当社が行う一般契約の解除)は、定期契約について準用します。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、別記2の(1)に規定する留守番電話、転送電話、割込通話、発信者番号通知、テレビ電話、電話番号リクエスト、ショートメッセージサービス(SMS)、国際アウトローミング、国際電話、emobileメール、災害用伝言板、Webアクセス制限及び無線IPアクセスサービス(当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、別記2の(1)に規定する付加機能のうち、別記2の(2)に定める機能については、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、付加機能の提供を請求した者(前項の規定により請求があったものとみなされる場合の契約者を含みます。)がnojima mobile EMの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるときには、その付加機能を提供しません。

(nojima mobile EMの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第24条 当社は、nojima mobile EMの利用の一時中断があったときは、別に定める場合を除きその付加機能の利用の一時中断を行います。

第5章 EM chip

(EM chipの貸与)

第25条 当社は、契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1のnojima mobile EM契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第26条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電話番号）第2項（第22条（準用）において準用する場合を含みます。）又は第64条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

（EM chipの情報消去及び返還）

第27条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された電話番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係るnojima mobile EM契約の解除があったとき（契約の解除と同時に新たに契約を締結した場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するnojima mobile EM取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第25条（EM chipの貸与）第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

（EM chipの管理責任）

第28条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、契約者以外の者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

（暗証番号）

第29条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipにEM chip暗証番号（そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。次項において同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止及び利用停止

（利用中止）

第30条 当社は、次の場合には、nojima mobile EMの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

(3) 第35条又は第36条（通信利用の制限）第2項の規定により、通信の利用を中止するとき。

(4) ローミング契約に係る通信の利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、1の契約について、その料金月における nojima mobile EM の利用が著しく増加し、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に nojima mobile EM の利用を中止することがあります。この場合において、料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、前2項の規定により nojima mobile EM の利用を中止するときは、あらかじめその旨をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第31条 当社は、契約者について次の表の左欄に掲げる事由があるときは、同表の右欄に掲げる期間、その nojima mobile EM の利用を停止することがあります。ただし、利用停止を行う期間は、6か月を超えないものとします。

利用停止事由	利用停止期間
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。	nojima mobile EM の料金その他の債務を支払わないときはその料金その他の債務が支払われるまでの間、nojima mobile EM の料金その他の債務を支払われないおそれがあるときはそのおそれが解消されるまでの間
(2) nojima mobile EMに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。	当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定める nojima mobile EM 取扱所に提出していただくまでの間
(3) 別記1の規定に違反したとき又は別記1の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。	当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定める nojima mobile EM 取扱所に提出していただくまでの間
(4) 契約者がnojima mobile EMの利用において第69条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。	第69条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがないものと当社が認めるまでの間
(5) 第55条（端末設備の接続）又は第56条（自営電気通信設備の接続）の規定に違反して契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間
(6) 第57条（端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第58条（自営電気通信	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間

設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査において、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。	
(7) 第59条(端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第60条(端末設備の電波法に基づく検査)、第61条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第62条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反して、検査を受けなかったとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間
(8) 第48条(預託金)の規定による預託金を預け入れないとき。	預託金を預け入れるまでの間
(9) 第10条(一般契約者の契約者確認の取扱い)(第22条(準用)において準用する場合を含みます。)の規定に違反し、契約者確認に応じないとき。	当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるnojima mobile EM取扱所に提出していただくまでの間
(10) 料金表第1表第3(通話料)1(適用)(4)サに該当するとき。	当該だれとでも定額for EMの適用を廃止する事由が解消され、その廃止する事由が発生するおそれがないものと当社が認めるまでの間
(11) 契約者が法令に違反するおそれがあるものと当社が認めたとき。	当該違反する行為が解消されたことを当社が認めるまでの間
(12) 特定事業者がローミング契約の利用を停止したとき。	ローミング契約の利用を停止する事由が解消されたことを当社が了知するまでの間

2 当社は、前項の規定によりnojima mobile EMの利用を停止するときは、あらかじめその理由及び利用停止をする日をその契約者に通知します。ただし、同項の表第4号の規定により、nojima mobile EMの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

第1節 通信の区分

(通信の区分)

第32条 通信には、次の区分があります。

区分	内容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの

64kbps デジタル通信モード	回線交換方式により64kbps 以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
データ通信モード	SC-FDMA方式及びOFDMA方式又はDS-CDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して、パケット交換方式により契約者回線からの通信においては25Mbps 以下、契約者回線への通信においては75Mbps 以下の速度で符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの
備考 この表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。また、通信の伝送速度は通信の状況により変動します。	

2 前項の規定によるほか、契約者は、緊急速報メール（当社が気象庁の提供する緊急地震速報及び津波警報（気象業務法施行令（昭和27年11月29日政令第471号）第4条に定める地震動警報及び津波警報をいいます。）に基づき送信する情報及び別に定める情報提供事業者と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報をいいます。以下同じとします。）を当社が定める方法により受信することができます。

（通話以外の通信の取扱い）

第33条 nojima mobile EM を利用して行う通話以外の通信（パケット通信を除きます。）は、これを通話とみなして取り扱います。

（相互接続に伴う通信）

第34条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供する nojima mobile EM 以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

第2節 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第35条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係

がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記3の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

2 当社は、前項に定める措置のほか、特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第36条 前条の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用又はnojima mobile EMの円滑な提供を図るため、当社は、nojima mobile EMによる通信に関して、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、これらの通信利用の制限のために必要な範囲において、通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) emobileメールに係る通信が著しくふくそうする場合に、電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）の配信を制限すること。
- (3) emobileメールに係る通信において、多数の電子メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めたものについて、その電子メールの配信を拒否すること。
- (4) 契約者がemobileメールのメール転送機能を利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことがnojima mobile EMの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。
- (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し、当社の電気通信設備を占有すること、その他その通信がnojima mobile EMの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 契約者が、無線IPアクセスサービスを利用する場合において、別記4及び5に規定する禁止行為を行ったときに、その通信の切断又は制限を行うこと。
- (7) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限すること。

2 当社は前項によるほか、nojima mobile EMによる通信に関して、一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置をとることがあります。

3 当社は前2項によるほか、nojima mobile EMの円滑な提供を図るため、データ通信モードによる通信に関して、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

4 当社は前3項によるほか、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。）において指定された接続先との間の通信を遮断することがあります。

5 当社は前4項によるほか、料金表に規定するLTE電話プランに係る料金種別が適用される契約者の通

信について、当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断する処置をとることがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 nojima mobile EMの料金は、料金表第1表（nojima mobile EMに関する料金）に規定する基本使用料、付加機能使用料、通話料、パケット通信料、国際アウトローミングに係る通信料、契約解除料、手続に関する料金及びユニバーサルサービス料とします。

2 nojima mobile EMの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第38条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、次に掲げる事由によりnojima mobile EMを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、それぞれ次に定めるところによります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) その他 nojima mobile EM を利用できなかったときは契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。ただし、次の表の左欄に該当する場合は、右欄に規定する料金の支払いを要しません。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その nojima mobile EM を全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。第65条（責任の制限）第1項及び第2項において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその nojima mobile EM についての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その基本使用料に係る料金を返還します。

(付加機能使用料の支払義務)

第39条 契約者は、付加機能の提供を請求し、当社がそれを承諾した場合、当社が付加機能の提供を開始

した日から起算して付加機能の提供の廃止があった日までの期間について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。

（通話料の支払義務）

第40条 契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、料金表第1表第3（通話料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 料金表第1表第3（通話料）に定める通話料の算定に使用する通話時間又は送信回数は、次に定める規定に基づいて測定します。

（1）（2）又は（3）以外の通話に係る通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受信器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

（2）ショートメッセージ（SMS）の送信回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からショートメッセージ（SMS）の送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。

（3）テレビ電話通信に係る通信時間は、発信者及び着信者の電気通信回線を接続して通信を行える状態にした時刻から起算し、端末設備の操作により発信者又は着信者の電気通信回線から送出された通信終了の信号を受けてその通信を行えない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第51条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。

4 契約者は、通話料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記6に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

（パケット通信料の支払義務）

第41条 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、料金表第1表第4（パケット通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 データ通信モードに係る課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責めによらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

3 契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記6に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

（国際アウトローミングに係る通信料の支払義務）

第42条 契約者は、国際アウトローミングを利用したときは、料金表第1表第5（国際アウトローミングに係る通信料）に規定する国際アウトローミングに係る通信料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミングに係る通信料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトロー

ミングに係る外国事業者又は当社の機器等により測定します。

2 国際アウトローミングに係る外国事業者又は当社の機器等の故障等により国際アウトローミングに係る通信料を正しく算定できなかった場合は、別記6の規定に準じて取り扱います。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第43条 定期契約者は、その契約期間中に定期契約の解除があったときは、料金表第1表第7(契約解除料)に定めるところにより契約解除料の支払いを要します。

(手続に関する料金の支払義務)

第44条 契約者は、nojima mobile EM契約の申込み又は手続を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は料金表に別に定める場合は、料金表第1表第8(手続に関する料金)に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第45条 契約者は、料金表第1表第9(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第46条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(次項において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第47条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第48条 契約者又は第14条(一般契約に係る契約者の地位の承継及び契約の譲渡)の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、nojima mobile EMの利用に先立って当社が指定する期日までに預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) nojima mobile EM契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) nojima mobile EMに係る契約を承継したとき。

- (3) 第30条(利用中止)第2項の規定による利用中止を受けた後、その利用中止が解除される時。
- (4) 第31条(利用停止)第1項の表第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
- (5) 第72条(国際アウトローミングの利用に関する特例)第6項に基づき国際アウトローミングの利用の中止が解除される時。
- (6) 第73条(国際電話の利用に関する特例)第3項に基づき国際電話の利用の中止が解除される時。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのnojima mobile EMに係る契約の解除等により、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第49条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第50条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第51条 契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記7に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、当社が別に定めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第49条(割増金)、第50条(延

滞利息) 及び料金表通則の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第7節 ローミング契約に係る債権の取扱い

(特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等)

第51条の2 契約者は、ローミング契約により生じた債権を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。ただし、料金表に定める場合は、料金表の規定によります。

- 2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、nojima mobile EM 通信サービスの料金とみなして取り扱います。
- 3 第1項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第1項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第49条(割増金)、第50条(延滞利息) 及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第52条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第53条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。第59条(端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い) 及び第60条(端末設備の電波法に基づく検査) において同じとします。) 又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。第61条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い) 及び第62条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査) において同じとします。) を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第54条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるnojima mobile EM取

扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(端末設備の接続)

第55条 契約者は、その契約者回線に端末設備を接続するとき（その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して接続するときを含みます。）は、当社所定の書面により、当社が別に定めるnojima mobile EM取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が端末設備等規則に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が端末設備規則に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項各号で定める場合に該当するとき。

- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

- 5 契約者がその端末設備を変更したときについても、前4項の規定を準用します。

- 6 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定めるnojima mobile EM取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備の接続)

第56条 契約者は、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するとき（その契約者回線に接続されている電気通信設備を介して接続するときを含みます。）は、当社所定の書面により、当社が別に定めるnojima mobile EM取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が端末設備等規則に適合しないとき。

(2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

- 3 当社は、前項の請求の承諾を行うに当たっては、事業法施行規則第32条第1項各号で定める場合に該当するときを除き、その接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を行います。

- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

- 5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定を準用します。

- 6 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、その旨を当社が別に定めるnojima mobile EM取扱所に通知していただきます。

(端末設備に異常がある場合等の検査)

第57条 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円

滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 契約者は、第1項の検査を行った結果、端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第58条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、前条の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第59条 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その旨を承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

(端末設備の電波法に基づく検査)

第60条 第57条(端末設備に異常がある場合等の検査)に規定する検査のほか、端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、同条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第61条 自営電気通信設備について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第59条(端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第62条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第60条(端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

(修理又は復旧)

第63条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理し、又は復旧します。

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第64条 当社は、当社の電気通信設備を修理し、又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第65条 当社は、nojima mobile EMを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのnojima mobile EMを全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、nojima mobile EMが全く利用することができない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのnojima mobile EMに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します(別に料金表に定める場合を除きます。)

(1) 料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金

(2) 料金表第1表第3(通話料)に規定する料金(nojima mobile EMを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の通話料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(3) 料金表第1表第4(パケット通信料)1(適用)(3)に定めるデータ定額5が適用されていない場合においては、nojima mobile EMを全く利用することができない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均のパケット通信料(前6料金月の実績がない場合又はその実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)

(4) 料金表第1表第4(パケット通信料)1(適用)(3)に定めるデータ定額5が適用されている場合においては、料金表第1表第4(パケット通信料)1(適用)(3)アに規定するパケット通信料

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則第4項(基本使用料の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。

4 当社は、nojima mobile EMを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第66条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧、更改又は撤去に当たって、その電気通信設備に記憶されている通信に関する情報が変化し、又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款の変更又は法令の改廃により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この項において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等規則の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなけられなくなつたときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の改造等に要する費用に限り負担します。

第 1 1 章 雑則

(緊急通報に係る情報通知)

第 6 7 条 当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り）から電気通信番号規則第 1 1 条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の左欄に掲げる契約者回線に係る情報を、下表の右欄に掲げる相手先に通知します。ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないに伴い発生する損害については、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、賠償しません。

(承諾の限界)

第 6 8 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき又はその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 6 9 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備又は自営電気通信設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に多数の不完了呼を発生させ、その他通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

- (3) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はEM chipに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと、法令に反しないこと、又は他人の権利利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。
 - (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則第22条に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。契約者は、この規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
 - (7) emobileメールの送信は、当社が別に定める方法により行うこと。
- 2 当社は、emobileメールの送信に当たって、次の行為並びに別記4及び5に規定する禁止行為があったものと認めるときは、前項第5号の規定に違反したものとして取り扱います。
- (1) 広告又は宣伝の手段として送信するemobileメールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
 - (2) 当社が大量と認めるemobileメールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
 - (3) 電気通信設備又は電子計算機についてその意図に沿うべき動作をさせず又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をemobileメールを利用して送信する行為
 - (4) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反してemobileメールを送信する行為

（電気通信事業者への情報の通知）

- 第70条 契約者は、第15条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第16条（当社が行う一般契約の解除）（第22条（準用）においてそれぞれ準用する場合を含みます。）の規定に基づき契約を解除した後、料金その他の債務の支払いがない場合は、別記8に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、名称、住所、電話番号、性別、生年月日、顧客番号及び支払状況の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- 2 契約者は、第16条（当社が行う一般契約の解除）第2項に基づく契約の解除、又は第31条（利用停止）第1項第4号の規定に基づきnojima mobile EMの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第69条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号の規定に違反した場合（専ら別記4及び5に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限りません。）に限りません。）は、別記9に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、第31条（利用停止）第1項第9号の規定に基づきnojima mobile EMの利用を停止された場合、別記10に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契

約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知すること
にあらかじめ同意するものとします。

- 4 契約者は、その契約者回線からのショートメッセージサービス(SMS)により行うメッセージの送信
について、そのメッセージを受信した当社以外の電気通信事業者の契約者回線の契約者からの申出に基づ
き、その当社以外の電気通信事業者がその定める禁止行為(別記4及び5に定める禁止行為に相当するも
のをいいます。)に抵触するおそれがあるものと判断した場合は、その当社以外の電気通信事業者が別記
11に定める電気通信事業者に対して、そのメッセージの送信を行った契約者回線に係る電話番号、メッ
セージの受信時刻(当社の電気通信設備においてそのメッセージを蓄積した時刻をいいます。)及びメッセ
ージの内容等の情報を通知することあらかじめ同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

第71条 nojima mobile EMの提供に当たり取得した個人情報の取扱いに関する方針は、当社が公開する「プ
ライバシーポリシー」及び「個人情報の取扱いについて」において定めます。

(国際アウトローミングの利用に関する特例)

- 第72条 外国事業者が定める国際アウトローミングのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、
ビルの陰、山間部、海上等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができな
い場合があります。
- 3 国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国事業者が定める契約約款等により制限さ
れることがあります。
- 4 当社は、契約者が当社に支払うべき国際アウトローミングに係る通信料の1の料金月における累計額(当
社がその料金月において確認できた国際アウトローミングの利用に係る額とし、既に当社に支払われた額
を除きます。)が、当社が別に定める金額を超えた場合に、nojima mobile EMの料金その他の債務の回収
に支障が生じるおそれがあると判断したときは、国際アウトローミングの利用を中止します。
- 5 当社は、前項の規定により国際アウトローミングの利用を中止したときは、その旨を当該契約者に通知
します。
- 6 nojima mobile EMの料金その他の債務の全てが支払われた場合、国際アウトローミングの利用の中止を
解除します。
- 7 契約者が行った国際アウトローミングに係るパケット通信の累計の情報量が1日において25メガバイ
トを超えたときは、その超えたときからその日の間、当該契約者の国際アウトローミングに係るパケット
通信の利用を制限します。
- 8 国際アウトローミングに係る通信の利用について、国際アウトローミングの円滑な提供を図るため、当
社は、別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信を遮断します。

(国際電話の利用に関する特例)

- 第73条 当社は、契約者が当社に支払うべき国際電話に係る通話料の1の料金月における累計額(当社が
その料金月において確認できた国際電話の利用に係る額とし、既に当社に支払われた額を除きます。)が、
当社が別に定める金額を超えた場合に、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると判断したときは、国
際電話の利用を中止します。
- 2 当社は、前項の規定により国際電話の利用を中止したときは、その旨を当該契約者に通知します。

3 nojima mobile EM の料金その他の債務の回収に支障が生じるおそれが解消されたものと当社が判断した場合は、国際電話の利用の中止を解除します。

(相互接続番号案内)

第74条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（番号案内事業者及び番号案内事業者がその約款で別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等)

第75条 相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者は、料金表第1表第6（相互接続番号案内の利用に係る料金）に規定する相互接続番号案内の利用に係る料金の支払いを要します。

2 当社は、相互接続番号案内の利用に係る料金を通話料とみなして取り扱います。

(法令に規定する事項)

第76条 nojima mobile EM の提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第77条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(約款の掲示)

第78条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定するnojima mobile EM 取扱所に掲示します。

(合意管轄)

第79条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第80条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国の法令に準拠するものとします。

別記

1 契約者の氏名等の変更に係る届出及び当社から契約者に行う通知の細則（第13条関係）

- (1) 第13条（一般契約者の氏名等の変更の届出及び当社から契約者に行う通知）第1項に規定する契約者連絡先とは、氏名、名称、住所のほか、電話番号、請求書の送付先、メールアドレス又はその他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法をいいます。
- (2) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下別記1において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定める連絡方法によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった契約者連絡先に係る情報に基づいて行います。
- (3) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、その旨を速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。
- (4) 当社は、(3)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (5) 契約者は、契約者が(3)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (6) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(5)と同様とします。
- (7) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等は行わないこととします。
- (8) 当社は、当社がその契約者回線について第11条（電話番号）第3項、第16条（当社が行う一般契約の解除）第3項、第25条（EM chipの貸与）第2項、第30条（利用中止）第3項、第31条（利用停止）第2項、第54条（契約者の切分責任）第2項、第68条（承諾の限界）、第72条（国際アウトローミングの利用に関する特例）第5項又は第73条（国際電話の利用に関する特例）第2項に定める規定に基づいて書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) 契約者は、(3)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

2 付加機能の提供（第23条関係）

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次表に規定する付加機能を提供します。

種 類	提 供 条 件
留守番電話	(1) 留守番電話は、契約者回線に着信した通話のメッセージの録音又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ録音したメッセージの再生を行う機能をいいます。 (2) 録音又は登録したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。

	<p>(3) 録音可能なメッセージの数及び1件のメッセージの最大録音時間 その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p> <p>(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害又は知りえた情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p>
転送電話	<p>(1) 転送電話は、契約者回線に着信した通話を、第三者又は留守番電話に転送する機能をいいます。</p> <p>(2) その契約者から第三者又は留守番電話に転送した通話の料金はその契約者の負担となります。</p> <p>(3) 転送電話の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>
割込通話	<p>(1) 割込通話は、通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 割込通話の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 本機能の料金額の適用については、料金表第1表第2（付加機能使用料）に定めるところによります。</p>
発信者番号通知	<p>(1) 発信者番号通知は、契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）において、その電話番号をその通話の着信のあった契約者回線等へ通知する機能をいいます。ただし、その発信に先立ち、184をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。</p> <p>(2) 発信者番号通知の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>
テレビ電話	<p>(1) テレビ電話は、端末設備の機能により、携帯電話サービスの電気通信回線（（2）に定めるものに限ります。）を通じ、音声及び映像を送り、又は受ける通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 通信の相手として、1の電気通信回線（契約者回線であって、当社が別に定める端末設備に限ります。）又は当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスであって、その電気通信事業者が提供する回線交換方式により64kb/s以下で、符号、音声その他の音響又は映像の伝送をその電気通信事業者が別に定める端末設備に対して行うための通信又はこれに相当する通信を利用することができるものに限ります。</p> <p>(3) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第3（通話料）2（料金額）2-1-3及び2-2-3に規定する料金の支払いを要します。</p>
電話番号リクエスト	<p>(1) 電話番号リクエストは、その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限ります。）について、その発信者の電話番号が非通知の場</p>

	<p>合は通知をお願いする旨を自動的に応答した後、その通話を切断する機能をいいます。</p> <p>(2) 電話番号リクエストの設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>
<p>ショートメッセージサービス (SMS)</p>	<p>(1) ショートメッセージサービス (SMS) は、発信者が送出した文字メッセージ (数字及び記号その他任意の文字によるメッセージ (電子メールとなるものを除きます。)) をいいます。以下同じとします。) を蓄積し、その文字メッセージの通知又は再生等を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積した文字メッセージは当社が別に定める時間が経過後、消去します。</p> <p>(3) 毎日午前零時を起点として、24時間以内に同一の電話番号から200通の文字メッセージの送信を当社が確認した場合、以後同日中においては同一の電話番号から文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>(4) 通話の発信先に電話番号を通知しない設定をしている場合であっても、契約者がこの機能を利用して文字メッセージを送信する場合は電話番号を通知します。</p> <p>(5) 蓄積できる文字メッセージの数、1の文字メッセージの文字数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(6) 当社は、この機能を利用した場合に生じた文字メッセージの破損若しくは滅失による損害又は知りえた情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(7) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第3 (通話料) 2 (料金額) 2-1-2、2-2-4若しくは2-5に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(8) 国際SMS (ショートメッセージサービス (SMS) のうち、外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間において行うものをいいます。) の送信の相手先とすることができる外国の電気通信事業者については、別表4 (国際SMSの送信の相手先とすることができる外国の電気通信事業者) に定めるところによります。</p>
<p>国際アウトローミング</p>	<p>(1) 国際アウトローミングは、主として別表2 (国際アウトローミングを利用できる外国事業者等) に定める外国事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその外国事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号 (EM chipを装着した移動無線装置の在圏が当該外国事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。) による認証を行って、通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 国際アウトローミングに係る通信の区別には、通話、パケット通信及びショートメッセージサービス (SMS) があります。</p>

	<p>(3) 国際アウトローミングにおいては、別記2(1)に規定する付加機能のうちテレビ電話及び国際電話を利用することができません。</p> <p>(4) 国際アウトローミングを利用できる外国事業者、当該外国事業者に係る通信方式、通信の区別及び料金区分は、別表2(国際アウトローミングを利用できる外国事業者等)に定めるところによります。</p> <p>(5) 当社は、端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けたとき又は一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信を切断します。</p>
国際電話	<p>(1) 契約者回線から、本邦と外国との間の通話又は本邦と衛星携帯端末(外国の電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。)との間の通話を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 国際電話は、本邦から別表3(国際電話における地域の区分及びその範囲)に定める国若しくは地域又は料金表第1表第3(通話料)2(料金額)2-4-2に定める通話先への相互接続通信に限り行うことができます。</p> <p>(3) 当社は、国際電話の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 本機能の利用に当たっては、(2)に定める国若しくは地域又は通話先の区分に従い、料金表第1表第3(通話料)2(料金額)2-4に規定する料金の支払いを要します。</p>
e m o b i l eメール	<p>(1) e m o b i l eメールは、当社が割り当てたメールアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信、蓄積、送信又は転送等を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) メール機能には、次の機能があります。</p> <p>(ア) ウィルスチェック機能 当社が指定する接続方法によりメール機能を利用した場合は、当社がコンピュータウィルス(コンピュータについて、その意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録をいいます。)に係る通信と認定したものを検知し、それを消去し又はそのコンピュータウィルスを含む電子メールを消去する機能をいいます。</p> <p>(イ) 迷惑メールフィルタ機能 当社が指定する接続方法によりメール機能を利用した場合は、当社がスパムメール(メールの内容に特定のIPアドレスを送信源とするメッセージ及びメッセージ内に特定のURL、単語等が含まれているものをいいます。)に係る通信と認定したものを検知し、それを消去する機能をいいます。</p> <p>(ウ) メール転送機能 契約者に割り当てたメールアドレス宛の電子メールを当社が指定</p>

	<p>する方法により契約者が指定した転送先に転送する機能をいいます。</p> <p>(3) 本機能の利用に当たっては、料金の支払いを要しません。</p> <p>(4) メール機能に係る提供条件等は、次に定めるところによります。</p> <p>(ア) 当社は、メール機能を利用するために必要なメールアドレスとパスワードを1契約ごとに各1個発行し、契約者は善良な管理者の注意をもって管理していただきます。当社はメールアドレスとパスワードの盗難、紛失等によって生じた損害等について責任を負わないものとします。</p> <p>(イ) 当社は技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合すでに蓄積している情報を消去します。</p> <p>(ウ) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間が経過した後消去されます。</p> <p>(エ) (イ)又は(ウ)の規定により消去された情報は、復元できません。</p> <p>(オ) 当社は、本機能に関して、インターネット接続に係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の品質の保証をしません。</p> <p>(カ) 当社は、本機能を使用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失による損害又は知りえた情報による損害については、その原因のいかんによらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(キ) 当社は、ウィルスチェック機能及び迷惑メールフィルタ機能によってすべてのコンピュータウィルス及びスパムメールを検知し消去することを保証するものではありません。</p> <p>(ク) メール機能に関する提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 本機能を利用するためには、事前に「emobileメール利用規約」及び「My EMOBILE利用規約」に同意していただきます。</p> <p>(6) 「emobileメール利用規約」に違反する行為があったものと認められた場合、当社は第69条(利用に係る契約者の義務)第1項第7号に違反したものとして取り扱います。</p>
災害用伝言板	<p>(1) 災害用伝言板は、災害が発生した場合であって当社が必要と認めるときに、安否に関する情報の登録等を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>(2) 災害用伝言板は、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(3) 災害用伝言板を利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) 災害用伝言板を利用して登録できる情報の件数等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 当社は、災害用伝言板を利用して登録された情報について、契約者があらかじめ設定したメールアドレスへ送信します。</p>
災害用音声お届けサ	<p>(1) 災害用音声お届けサービスは、災害が発生した場合であって当社が必</p>

サービス	<p>要と認めたときに当社が設置する蓄積装置により、音声ファイル（当社が定める機能を有する端末設備を利用してデータ通信モードにより送信された音声に係る情報をいいます。以下この欄において同じとします。）の蓄積及び蓄積された音声ファイルの受信を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>(2) 災害用音声お届けサービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(3) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの電気通信回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(4) 災害用音声お届けサービスを利用して蓄積できる情報量及び数については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) (4)に規定する数を超えて音声ファイルを蓄積しようとするときは、蓄積されている音声ファイルのうち、最初に蓄積したものから順に消去して蓄積します。</p> <p>(6) (5)の規定によるほか、災害用音声お届けサービスを利用して蓄積された音声ファイルについては、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(7) 当社は、災害用音声お届けサービスにより音声ファイルが蓄積されたときは、ショートメッセージ通信モードにより、その音声ファイルの送信先となる契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(8) 災害用音声お届けサービスにより蓄積された音声ファイルをその送信先となる契約者が当社が定める機能を有する端末設備を利用して受信したときは、当社は、ショートメッセージ通信モードにより、音声ファイルの送信元となる契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(9) 当社は、災害用音声お届けサービスを利用した場合に生じた音声ファイルの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(10) 災害用音声お届けサービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
Webアクセス制限	<p>(1) Webアクセス制限は、当社が指定する方法により分類した区分又は内容に該当すると認められた情報を受信できないようにすることができる機能をいいます。</p> <p>(2) Webアクセス制限によって、制限される情報の区分及び内容については、変更することがあります。</p> <p>(3) Webアクセス制限は、当社が別に指定する接続先を利用して契約者が通信を行った場合に限り適用されます。</p> <p>(4) 本機能の利用にあたっては、料金の支払いを要しません。</p>
無線IPアクセスサ	<p>(1) 契約者は、無線IPアクセスサービスを利用することができます。</p>

ービス	<p>(2) 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。</p> <p>(3) 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 前項の規定にかかわらず、次表の付加機能は、請求があったものとして取り扱います。ただし、国際電話、国際アウトローミングについて契約者から利用拒否の意思表示があった場合は、この限りではありません。

請求があったものとして取り扱う付加機能
留守番電話、転送電話、発信者番号通知、テレビ電話、電話番号リクエスト、ショートメッセージサービス（SMS）、国際電話、国際アウトローミング、e m o b i l eメール、災害用伝言板、無線IPアクセスサービス、災害用音声お届けサービス

(3) 当社は、特定事業者の電話網又はパケット通信網にローミングをしている契約者に対して次表に掲げる付加機能を提供します。

特定事業者の電話網又はパケット通信網で提供する付加機能
留守番電話、電話番号リクエスト、ショートメッセージサービス（SMS）、e m o b i l eメール、災害用伝言板、Webアクセス制限、無線IPアクセスサービス

3 新聞社等の基準（第35条関係）

区分	基準
(1) 新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること</p> <p>イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること</p>
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 無線IPアクセスサービス及びe m o b i l eメールの利用における禁止行為（第36条、第69条関係）

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- (2) (1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営又は他の契約者

の平均的な利用の範囲に支障を与える行為若しくは与えるおそれがある行為

- (3) 無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為
- (4) 他人に嫌悪感を抱かせ又は嫌悪感を抱かせるおそれがある文章その他の表現を送信、記載若しくは転載する行為
- (5) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (6) 他人の著作権、肖像権、商標権、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (7) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (8) 他人を差別し若しくは誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (9) 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書その他の情報を送信、記載又は掲載する行為
- (10) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (12) 無線IPアクセスサービスにより利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (13) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) (1) から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (16) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (17) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (18) 上記(17)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 大量のmobileメール送信が行われた場合の取扱い（第36条、第69条関係）

当社は、1の契約者回線から1日当たり1,000通の電子メールの送信が行われたとき（ショートメッセージサービス（SMS）の場合は、1日当たり200通の送信が行われたときとします。）は、別記17の(1)又は(2)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

6 当社の機器の故障等により通話料又はパケット通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い（第40条、第41条、第42条関係）

- (1) 当社の機器の故障等により通話料又はパケット通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通話料又はパケット通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）を含む料金月までの12料金月の間の各料金月における1日平均の通話料又はパケット通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ ア以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料又はパケット通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
----------	-----------------------------------------------------------------------------

(2) (1) の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

7 相互接続通信における具体的な取扱い（第51条関係）

(1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

接続形態		料金の取扱い等
ア	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
イ	発信側の電気通信設備 : 固定電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 : 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 : その固定電気通信事業者の契約約款等（料金表を含む。以下同じ）に規定する者 料金に関するその他の取扱い : この約款に別段の定めがある場合を除き、その固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。
ウ	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : PHSサービスに係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
エ	発信側の電気通信設備 : PHSサービスに係る電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者

	<p>着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p>	<p>： そのPHSサービスに係る契約約款等に規定する者 料金に関するその他の取扱い ： そのPHSサービスに係る契約約款等に定めるところによります。</p>
オ	<p>発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 携帯電話事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ： 当社 料金を請求する事業者 ： 当社 料金の支払いを要する者 ： その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ： この約款に定めるところによります。</p>
カ	<p>発信側の電気通信設備 ： 携帯電話事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p>	<p>料金設定事業者 ： 携帯電話事業者 料金を請求する事業者 ： 携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 ： 携帯電話事業者の契約約款等に規定する者 料金に関するその他の取扱い ： その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
キ	<p>発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 国際電気通信事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ： 当社（国際電気通信事業者の契約約款等により国際電気通信事業者と電話利用契約等を締結している場合（以下この欄において「国際利用契約の場合」といいます。）は、国際電気通信事業者） 料金を請求する事業者 ： 当社（国際利用契約の場合は、国際電気通信事業者） 料金の支払いを要する者 ： その通信の発信に係る契約者回線の契約者（国際利用契約の場合は、その契約を締結している者） 料金に関するその他の取扱い ： この約款に別段の定めがある場合を除き、その国際電話事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
ク	<p>発信側の電気通信設備 ： 国際電気通信事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ： 国際電気通信事業者 料金を請求する事業者 ： 国際電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ： 国際電気通信事業者の契約約款等に規定する者</p>

	着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線	料金に関するその他の取扱い ： その国際電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。
ケ	発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ： 別表 4 に定める外国の電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 ： 当社 料金を請求する事業者 ： 当社 料金の支払いを要する者 ： その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ： この約款に別段の定めがある場合を除き、その別表 4 に定める外国の電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。
コ	発信側の電気通信設備 ： 別表 4 に定める外国の電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線	料金設定事業者 ： 別表 4 に定める外国の電気通信事業者 料金を請求する事業者 ： 別表 4 に定める外国の電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ： 別表 4 に定める外国の電気通信事業者の契約約款等に規定する者 料金に関するその他の取扱い ： その別表 4 に定める外国の電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

(2) (1) 以外のもの

- ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き、当社が定めることとします。
- イ 当社の契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。
- ウ 他社契約者回線又は公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者が支払いを要します。ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

8 当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者（第 70 条関係）

電 気 通 信 事 業 者
ワイモバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機、楽天イー・モバイル株式会社、日本通信株式会社、株式会社エディオンコミュニケーションズ、株式会社ケイ・オプティコム、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社

9 第 70 条（電気通信事業者への情報の通知）第 2 項の規定に基づき当社が nojima mobile EM の利用の停

止又は契約の解除を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）

電 気 通 信 事 業 者

ワイモバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、

10 第70条（電気通信事業者への情報の通知）第3項の規定に基づき当社がnojima mobile EMの利用の停止を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）

電 気 通 信 事 業 者

ワイモバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、

11 当社以外の電気通信事業者が第64条（電気通信事業者への情報の通知）第4項に定める文字メッセージの送信を行った契約者の電話番号等の情報を通知する電気通信事業者（第70条関係）

電 気 通 信 事 業 者

ワイモバイル株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社